平成２６年７月２５日

各指定特定相談支援事業所の長　様
各指定一般相談支援事業所の長　様
各指定障害福祉サービス事業所・施設の長　様
各指定京都市地域生活支援事業の事業所・施設の長　様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅福祉課長，施設福祉課長
（在宅福祉第一担当，施設福祉担当℡222-4161）

計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるＱ＆Ａの送付について

平素は，本市の障害保健福祉行政の推進に御理解，御協力をいただき御礼申し上げます。
この度，平成２６年６月１２日付「計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化について」に係るＱ＆Ａを作成しましたので，先述の通知と併せて業務で御活用いただきますようよろしくお願いいたします。
また，本Ｑ＆Ａについては，平成２６年３月１０日付「計画相談支援Ｑ＆Ａの送付について」により送付した計画相談支援Ｑ＆Ａにも，時宜をとらえて挿入する予定です。

計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるＱ＆Ａ（平成２６年７月）

Ｑ１　更新時期分散化により，その次の更新まで期間が短い場合の取扱いはどのようなものか。

Ａ１　更新時期分散化により，支給決定期間が２箇月以内となるのであれば，その次の更新までの期間がごく短いことを考慮し，その次の更新分についても同時に受給者証を交付する。この場合の申請は，１枚の申請書において，具体的な利用意向欄等にその次の更新も申請する旨の記載があれば，更新ごとに申請書（分散化分及びその次の更新分の２枚）がなくても差し支えない。

また，この場合で，既にサービス等利用計画が作成されており，利用者の状況が安定している場合は，その次の更新で計画案の提出は求めない。また，モニタリング期間については，分散化分及びその次の更新分ともに，利用者の状況に応じて「モニタリング期間の判断基準表」を基に設定する。

※　支給決定期間が３箇月以上の場合は，通常どおりその次の更新時に申請が必要。
（参考：サービス等利用計画については，前回提出から概ね３箇月以内で計画内容に変更がなければ，区役所・支所に事前に相談のうえ，計画案の提出がなくても当該更新決定を行うことができる。（**平成２６年３月計画相談支援Ｑ＆Ａ＜サービス利用支援＞３参照**）

例　更新時期Ｈ２６年８月１日，誕生月９月の場合

H26.8.1～H26.9.30 で受給者証を発行した後，同日に別途 H26.10.1～H27.9.30 で受給者証を発行し，２枚の証を利用者に交付する。
（更新時期Ｈ２６年８月１日，誕生月１０月であれば，通常どおり更新時期に更新決定を行う。）

Ｑ２　更新時期分散化により支給決定期間が短くなる結果，どのようにモニタリングを実施する（モニタリング期間が設定される）のか。

Ａ２　モニタリング期間については，利用者の状況に応じて「モニタリング期間の判断基準表」を基に設定する。例えば，支給決定期間が１年未満であっても利用者の状況からモニタリングは１年ごとが適切な場合は，モニタリング期間を１年ごとと設定する。

ただし，これまでどおり，指定特定相談支援事業所において，支給決定期間の最終

月には必ずモニタリング（更新する場合はサービス等利用計画作成（※））を行う必要があり，最終月がいつであるかを把握，管理してください。

※　同一の月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った後に，サービス利用支援（サービス等利用計画作成）が行われた場合は，継続サービス利用支援費（1,306単位，13,843円）は算定されず，サービス利用支援費（1,606単位，17,023円）のみ算定される。
　なお，既にサービス等利用計画が作成されている利用者で更新する場合は，受給者証のモニタリング期間の表示にかかわらず，支給決定期間の最終月である同一月に，継続サービス利用支援及びサービス利用支援が行われる。

例　支給決定期間５箇月（更新時期Ｈ２６年８月１日，誕生日１２月１０日）の場合
　最終月である５箇月目のモニタリングは必須。次回更新分のモニタリング実施月は，障害福祉サービスの支給決定期間の開始月を起算月とする。**（平成２６年３月計画相談支援Ｑ＆Ａ＜継続サービス利用支援＞１，２参照）**

①　モニタリング期間６箇月ごとの場合

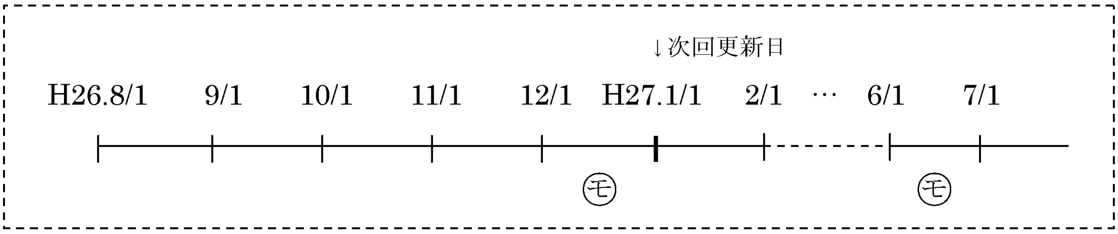

②　モニタリングサイクル３箇月ごとの場合

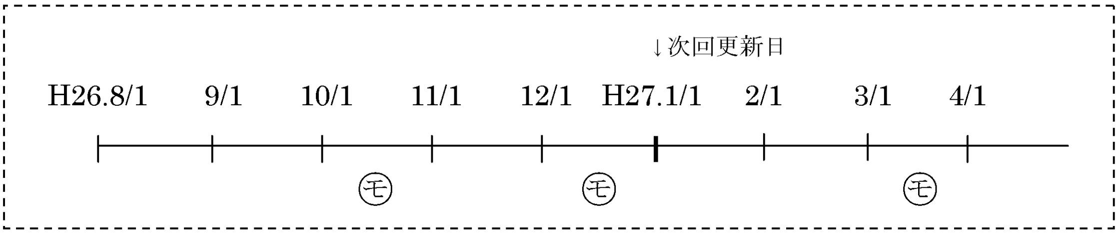

Ｑ３　障害支援区分認定を受けているが，区分認定を必要としないサービスのみ支給決定を受けている利用者の場合，更新時期分散化はどの時点で行うのか。

Ａ３　障害支援区分認定を受けているが，区分認定を必要としないサービスのみ支給決定を受けている継続利用者の場合，区分の更新時期に関係なく，サービスの更新時に分散化を行う（**例１**）。

ただし，区分認定更新までに，新たに区分認定を必要とするサービスの支給決定を受けることとなった場合は，区分認定更新時に分散化を行う（例２）。

例１　**更新時期：就労Ｂ型Ｈ２６年８月１日・区分Ｈ２７年８月１日，誕生月１２月の場合**

Ｈ２６年８月１日の就労Ｂ型の更新時に分散化対象とし，支給決定期間をＨ２６年８月１日～Ｈ２６年１２月３１日とする。

例２　**更新時期：就労Ｂ型Ｈ２６年１０月１日・区分Ｈ２７年８月１日，誕生月１２月の方で，新たにＨ２６年８月１日から居宅介護の支給決定を受けた場合**

Ｈ２７年８月１日の区分更新時に分散化対象とし，区分と居宅介護の期間の終期を誕生月とする。

就労Ｂ型については，Ｈ２７年１０月１日の更新時に終期を誕生月とする。（Ｈ２６年１０月１日の更新時に終期を区分・居宅介護の期間と合わせＨ２７年７月３１日とすることは差し支えない。）

Ｑ４　障害支援区分認定を受ける利用者で，障害支援区分等判定審査会で判定された区分認定の有効期間が３年を下回る場合にも，更新時期分散化を行うのか。

Ａ４　審査会で区分認定の有効期間が３年を下回ると判定された場合は，更新時期分散化の対象外とする。

Ｑ５　セルフプランの利用者についても，更新時期分散化の対象とするのか。

Ａ５　セルフプランの利用者については，更新時期分散化の対象外とする。